

香南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 116 号

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が決して侵されることのないように、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、平和で明るい、心豊かな香南市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、部落差別撤廃・基本的人権の擁護に寄与するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、部落差別及び人権侵害に関する行為をしないものとする。

2 市民は、お互いに基本的人権を尊重し、国・県並びに市が実施する部落差別撤廃・人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第 5 条 市は、学校、家庭、各種組織等と連携を密にし、啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(実態調査等の実施)

第 6 条 市は、前 2 条の施策の策定及びその効果的推進のため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、部落差別撤廃・人権擁護に関する施策を推進するため、国・県及び人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 市は、部落差別撤廃・人権擁護に必要な施策の策定と推進に関し市長の諮問に応じ、調査審議するため、「香南市部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会」(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。